



## 政策 1 命を守る安全な地域づくり

### 1-1 危機管理体制の強化

- (1) 危機事案対応能力の強化
- (2) 地域防災力の強化

### 1-2 防災・減災対策の強化

- (1) 地震・津波・火山災害対策
- (2) 風水害・土砂災害対策
- (3) 原子力発電所の安全対策
- (4) 国民保護・様々な危機への対応

### 1-3 安全な生活と交通の確保

- (1) 防犯まちづくりの推進
- (2) 犯罪対策
- (3) 交通事故防止対策
- (4) 安全な消費生活の推進
- (5) 健康危機対策



# 危機管理体制の強化

## 1 政策の方向

大規模地震をはじめとする様々な危機事案に的確に対応するため、県及び市町の危機管理体制の充実、警察、消防、自衛隊、医療機関、民間企業、地域住民など多様な主体との連携を推進し、公助による危機事案対応能力を強化するとともに、核となる人材の育成・活用や防災意識の向上により、自助・共助による地域防災力の強化を図る。

## 2 現状と課題

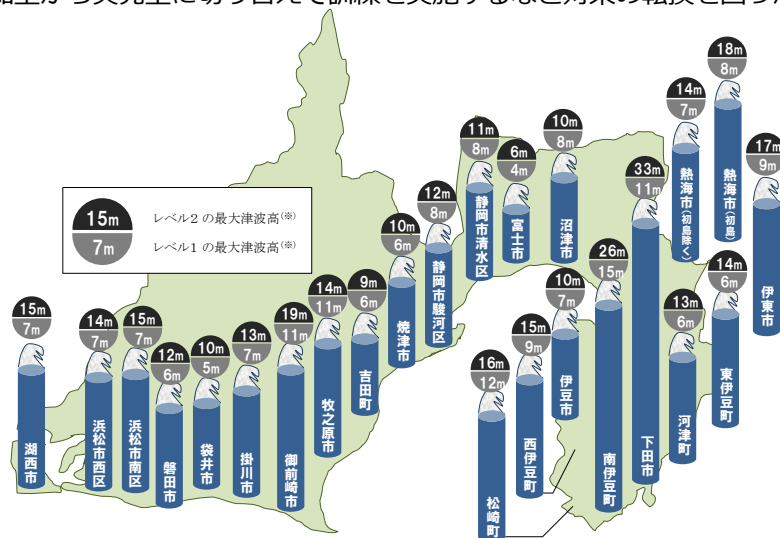
### 【東海地震説～阪神・淡路大震災】

- ・1976年8月、「静岡県を中心とした東海地方で、大規模な地震が明日起こっても不思議ではない」という東海地震説は、大きな社会問題となり、県や市町村をはじめ各家庭でも、東海地震対策に取り組むこととなった。
- ・可搬ポンプや耐震性貯水槽整備、同時通報用無線施設整備、コミュニティ防災センターや自主防災組織資機材整備など市町村の防災対策への財政支援に加え、研修などによる防災人材の育成などに取り組んできたが、1995（平成7）年1月の阪神・淡路大震災を契機に救助用や避難所生活用資機材整備などへの財政支援、避難所運営マニュアルを作成するなど、行政による公助のみならず、住民による自助や地域による共助の取り組みを推進した。

### 【東日本大震災】

- ・本県では、2011年3月に発生した東日本大震災を教訓に、2013年にあらゆる可能性を考慮した「第4次地震被害想定」を公表した。従来の東海地震の被害想定は犠牲者約6,000人であったのに対し、「第4次地震被害想定」の最大クラスの地震（レベル2地震）では、犠牲者は最大で約105,000人となるなど、想定される被害が甚大となった。犠牲者の約9割は津波による被害であることから、防潮堤など津波を防ぐ施設の整備、津波避難マウンドや避難タワーなど津波から逃げる施設の整備に加え、住民が率先して避難できるよう意識啓発の徹底や夜間避難訓練の実施など、総合的な防災対策で被害の軽減を図ってきた。また、総合防災訓練においても、予知型から突発型に切り替えて訓練を実施するなど対策の転換を図った。

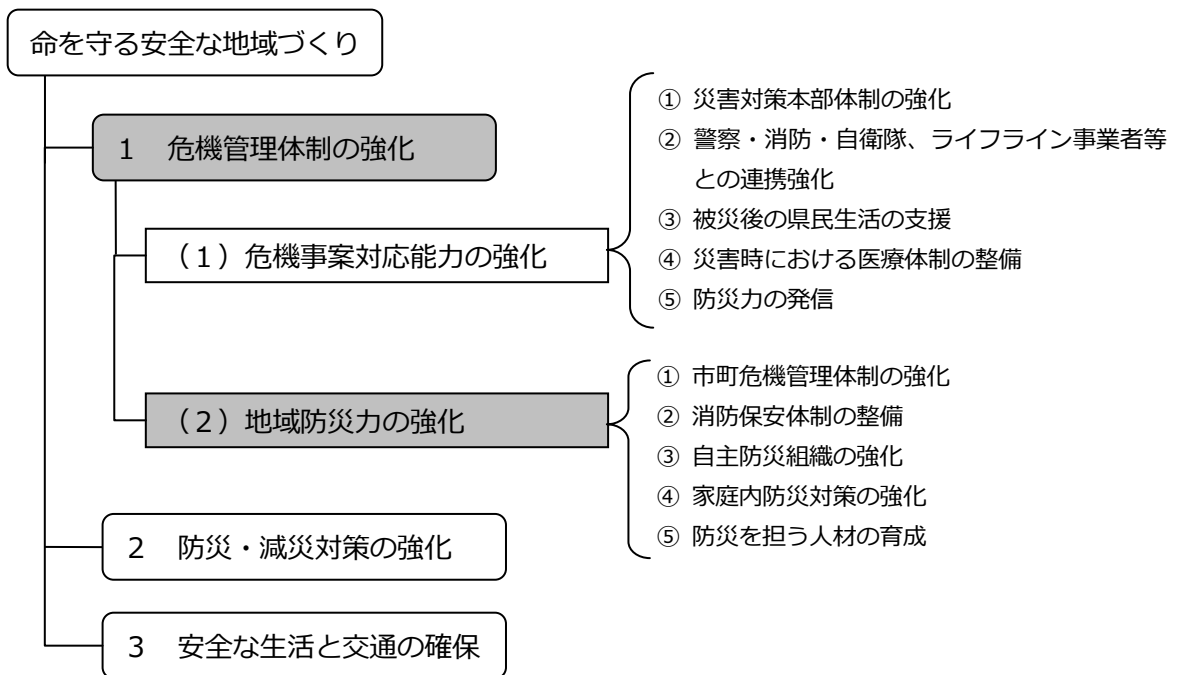
現状



※ 市区町内の沿岸各地で想定される「駿河・南海トラフ沿いで発生する津波」と「相模トラフ沿いで発生する津波」の最大値  
レベル1地震とは、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（約100年～150年に1回程度の発生頻度）⇒防潮堤など海岸保全施設の建設を行う上で想定する津波  
レベル2地震とは、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（1,000年～数1,000年に1回程度の発生頻度）⇒住民避難を中心とした防災対策を構築する上で設定する津波

現 状	<p><b>【熊本地震】</b></p> <p>2016年4月に発生した熊本地震では、熊本県嘉島町への支援や国のワーキンググループによる分析等を通じて明らかとなった新たな課題に以下のような対応をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎機能を喪失した市町があったことから、市町の防災体制強化として、業務継続計画（BCP）の策定を支援した。</li> <li>・支援物資が避難所に届くまでに時間を要したことから、災害時に支援物資の受入・仕分を行う県の広域物資輸送拠点や代替拠点の選定、物流業者との連携や物資輸送訓練などにより物資輸送の円滑化を図った。</li> <li>・車中泊、在宅避難者など多様な避難者が見受けられたことから、避難所の運営力の向上や生活環境の改善を図るため、避難所運営マニュアルの見直しを図った。</li> </ul> <p><b>【不確実な地震予測に基づいた新たな防災対応】</b></p> <p>2017年8月、国の中央防災会議調査部会では、南海トラフ沿いで発生する地震（東海地震を含む）について、「現状では、警戒宣言の前提となる確度の高い地震予測はできないとした上で、新たに、不確実な地震予測に基づいた防災対応を検討する必要がある。」と報告した。</p> <p>これを受けて、気象庁は、暫定的なものではあるが、南海トラフで異常な現象が観測された際、南海トラフ地震との関連性を評価し、地震発生の可能性が高まっていると評価された場合などにそのことを知らせるために「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」（以下、「臨時情報」という）の運用を開始した。</p> <p>本県においては、従前から、突然発生する地震に対して、建物の耐震化や防潮堤など津波を防ぐ施設の整備、津波避難マウンドや避難タワーなど、津波から逃げる施設の整備に加え、住民が率先して避難できるよう意識啓発の徹底や夜間避難訓練の実施を行っているが、少しでも被害を軽減するため、たとえ不確実な地震予測であったとしても、確実に安全を確保する対応を取る事が有効と考え、市町や学校、事業者などを対象にヒアリングを実施し、臨時情報を活用した新たな防災対応を検討している。</p>
	課 題

### 3 施策と取組の位置付け



地域防災力の強化

新ビジョン体系	1 - 1 (2)	担当部局	危機管理部 危機政策課 消防保安課	危機対策課 危機情報課
---------	-----------	------	-------------------------	----------------

❖ 目 標

- 市町の防災体制強化や自主防災組織をはじめとする多様な主体との連携・協働を推進し、地域防災力を強化します。

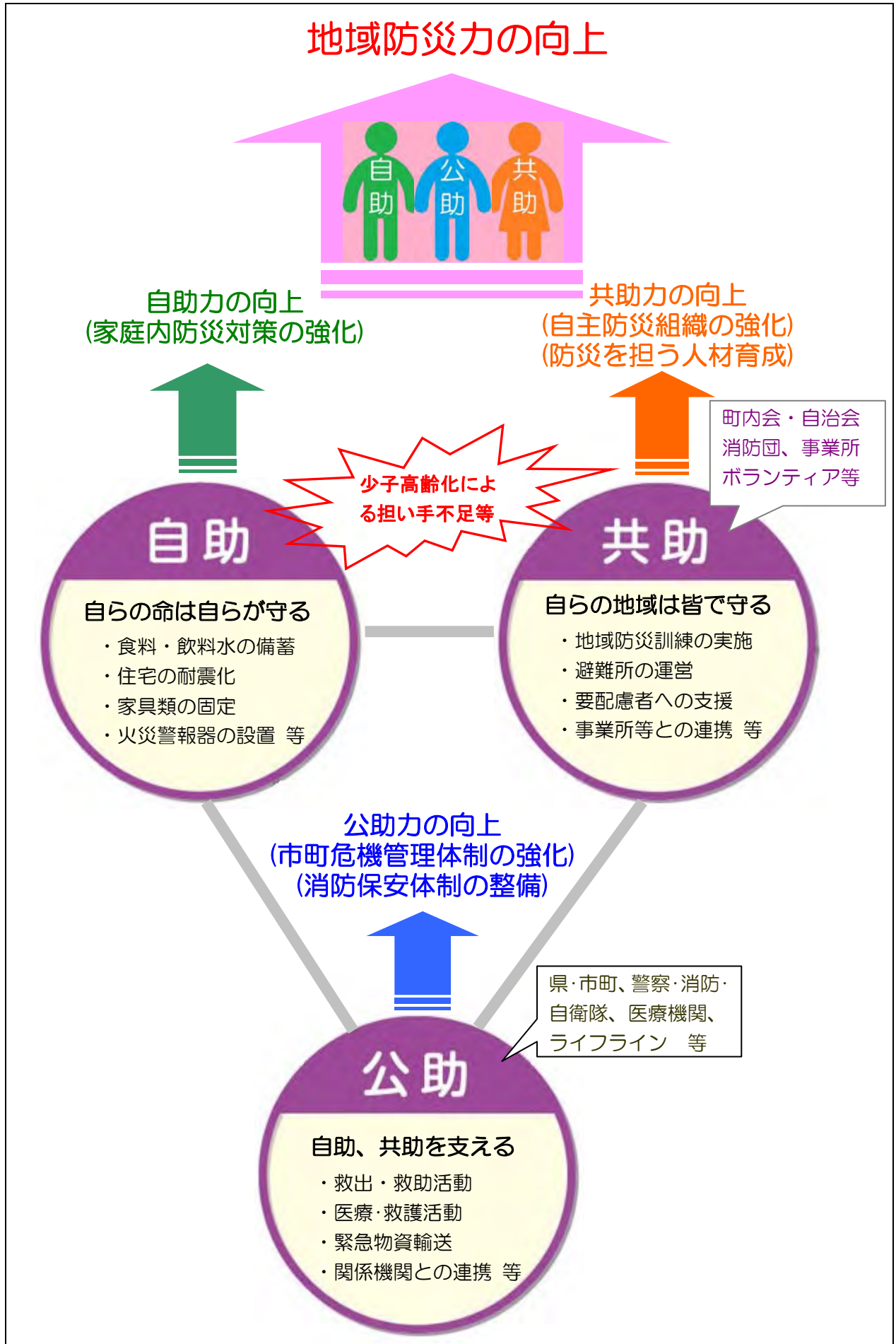
❖ 施策に関する指標

成果指標	基準値	目標値
地域防災訓練参加率	(2016年度) 20.8%	25%

活動指標	基準値	目標値
市町本部運営訓練を県と協働で実施した市町数	(2016年度) 4市町	毎年度8市町
防災に関する知事認証取得者数	(2013~2016年度) 累計9,001人	(2018~2021年度) 累計9,000人
地域防災人材バンク登録者数	(2016年度) 286人	440人
地域防災力強化人材育成研修修了者数	(2013~2016年度) 累計12,144人	(2018~2021年度) 累計12,000人

1 施策背景

- 防災対策の基本は、自分の命は自分で守るという「自助」、自ら地域は皆で守るという「共助」、そして「自助」、「共助」を支える行政による「公助」の3本柱である。
- 住民と直接に接する市町の危機管理体制を強化することが、県全体の防災力向上につながる。
- 阪神・淡路大震災の際にがれき等から救出された人のうち約8割は、近隣住民等の助け合いによるものであった。本県の自主防災組織の結成率は約100%であるが、住民の参加意識の低下の傾向がみられ、また地域防災の中核である消防団も団員数の減少や高齢化問題を抱えており、今後の地域防災力の低下が懸念される。
- 住宅の耐震化、家具の固定、水・食料の備蓄等の家庭内の対策は、災害発生時に人的・物的被害の軽減だけでなく、災害対応における社会的な負担を軽減し、早期の復旧・復興へ繋がる。
- 自主防災組織や事業所、学校、病院・福祉施設、団体などの各機関に防災人材（＝防災リーダー）が存在すれば、防災人材が中心となって各機関における防災力の向上を図ることができる。



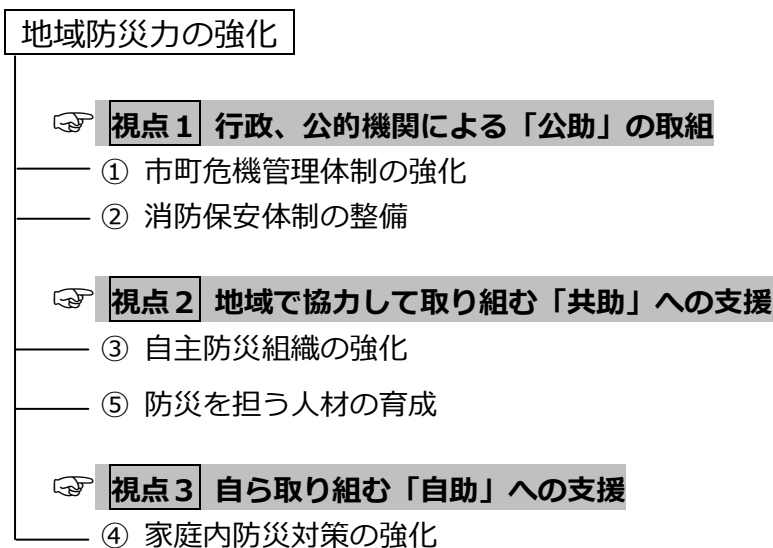
## 2 現状・課題と施策の方向

現状・課題	県の施策の方向
<p>市町の被害想定、地域特性、課題、組織的な対応力等が異なるため、それぞれの実情に合った防災対策が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の課題への対応を多角的に推進する組織の設置</li> <li>・ 市町の危機管理体制強化や防災対策事業へ財政的、技術的支援</li> </ul> <p>➡ ①市町危機管理体制の強化</p>
<p>不確実な地震予測に基づいた新たな防災対応が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南海トラフ地震に関連する臨時情報を活用した防災対応方針の決定</li> <li>・ 本県の地域特性を考慮した「事前の防災対応」を適切に行うことによる、更なる被害の軽減</li> </ul> <p>➡ ①市町危機管理態勢の強化</p>
<p>地域防災力の中核である消防団において、団員数の減少や高齢化が進んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団への加入促進や、活動体制の充実・強化</li> </ul> <p>➡ ②消防保安体制の整備</p>
<p>災害時に避難所の運営を行政が行うことは困難となることが予想され、避難所の利用者による「自主的な避難所運営」のための啓発や支援が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場で使いやすいマニュアルの作成</li> <li>・ マニュアルに基づく自主運営の支援</li> <li>・ 災害時における自宅での生活継続の啓発</li> </ul> <p>➡ ③自主防災組織の強化</p>
<p>家庭における大規模な災害に備えた水・食料、トイレ等の生活の継続に必要な準備の促進を図ることが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄する品目に対応した啓発方法を検討</li> <li>・ 地震防災強化月間に集中的な啓発活動を実施</li> </ul> <p>➡ ④家庭内防災対策の強化</p>
<p>「ふじのくに防災士」等の防災人材を着実に育成するとともに、育成した防災人材について、最新の情報を提供するなど支援が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災人材を養成するための講座を開催</li> <li>・ 研修修了者へのフォローアップ講座や防災に関する専門的な講座の開催</li> <li>・ 地域防災人材バンクの運用</li> </ul> <p>➡ ⑤防災を担う人材の育成</p>

### 3 施策に関する県と市町、民間等との役割分担

区分	役割・取組等
県	<p>全体的な調整の役割を担い、市町計画の進捗を管理するとともに、市町が実施する防災対策や消防団資機材整備事業へ緊急地震・津波対策交付金による財政支援や、防災人材育成研修の実施など技術的支援を実施する。</p>
市町	<p>住民の命を守る基礎自治体として、命山等の津波避難施設、資機材やハザードマップの整備、公共施設の耐震化、家庭内家具固定など住民の行う耐震対策の支援、住民の防災に対する意識啓発を行う。</p> <p>また、消防組織法に基づき、地域防災の中核的役割を果たす消防団を設置する。</p>
地域・県民	<p>県民は、「自分の命は自らが守る」「自らの地域は皆で守る」という防災対策の基本に立ち、家庭内家具固定などの自助の取組や、自主防災組織による要配慮者の避難行動支援、避難所の運営など共助の取組を担うとともに、事業所は地域の一員としてこれらの取組に積極的に参画する。</p> <p>市町が整備した津波避難施設や資機材等を有効に使い、また自主防災組織等での研修や訓練によって、自ら意識を高め、さらに地域の防災力を向上する。</p>

### 4 県の施策推進の視点



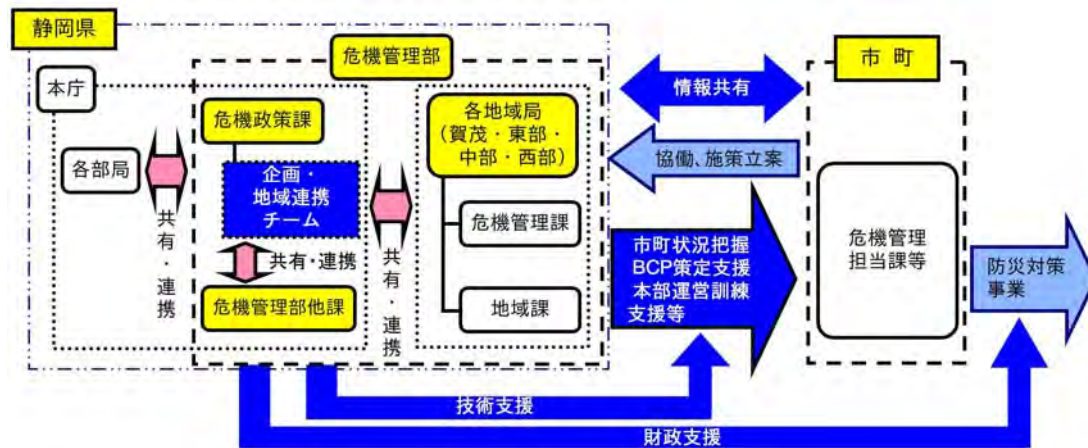


5 主な取組

視点1 行政、公的機関による「公助」の取組

取組①	市町危機管理体制の強化	担当課名	危機管理部 危機政策課・危機対策課
目的 (何のために)	危機管理全般に対する一元的な管理体制を県と市町で構築し、各市町の実状に即した実効性ある防災対策を推進する。		

【県の市町支援のイメージ】



各市町の現状を把握した上で、組織的な対応力を高める支援を進める



住民と身近に接する市町の体制を強化することが、県全体の防災力向上につながる

取組内容(手段、手法など)

取組1：企画・地域連携チームの設置

市町の危機管理機能の充実を図るため、本年度設置した地域局と連携し、各市町別の課題等を踏まえたきめ細やかな支援を行うとともに、緊急地震・津波対策等交付金の活用などにより、各地域及び市町の危機管理体制整備を推進する「企画・地域連携チーム」を設置した。

取組2：市町本部運営訓練の協働実施等

防災カルテにより市町の危機管理体制の現状と課題を把握した上で、市町が取り組むBCP策定やその実効性の向上、市町本部運営訓練への企画段階から実施、検証、改善までの指導を行う。

取組3：緊急地震・津波対策等交付金による財政支援

津波避難施設の整備、地域における救助活動や初期消火のための資機材、避難所環境整備などの市町地震・津波対策アクションプログラムに基づく取組について、緊急地震・津波対策等交付金により財政的支援を行う。

取組4：情報共有

各市町の強み・弱みを踏まえた地域防災力の向上のため、国や他自治体等の先進的・独自の取組について情報提供を行い、普及を図る。

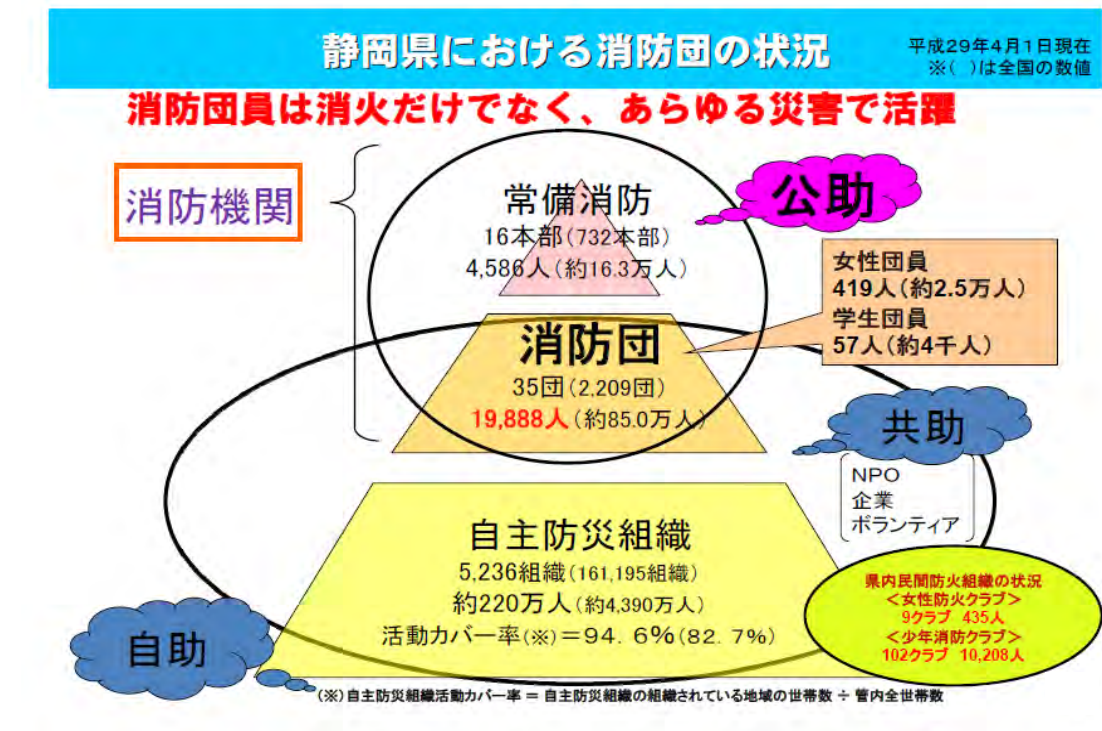
取組5：不確実な地震予知に基づく新たな防災対応

南海トラフ地震に関連する臨時情報を活用した防災対応方針の決定及び、本県の地域特性を考慮した「事前の防災対応」を適切に行うことで更なる被害の軽減を図る。

視点 1 行政、公的機関による「公助」の取組

取組②	消防保安体制の整備	担当課名	危機管理部 消防保安課
目的 (何のために)	災害に際し、地域の安全安心を守るためには、地域住民の最も身近な存在である消防団を中心として活動を行うことが極めて重要であるが、消防団員数は減少傾向にあることから、消防団の充実強化に取り組む。		

取組内容  
(手段、手法など)



取組 1 : 消防団の更なる活性化

市町への財政支援による施設整備や資機材購入など、地域の実情に応じた消防団の充実強化策への支援を行う。

取組 2 : 機能別分団及び機能別団員制度の導入への働きかけ

特定の分野や大規模災害等に限定して活動に参加する機能別団員・分団制度の導入について市町への働きかけ(大規模災害団員制度の導入を含む。)を行う。

取組 3 : 女性消防団員の確保対策

(公財)静岡県消防協会が実施する女性消防団員の研修事業への協力や、女性団員制度未導入市町への働きかけ、女子更衣室やトイレ整備などによる女性消防団員の充実強化対策を実施する。

取組 4 : 学生消防団員の確保対策

県で作成した広報用動画の活用等により、消防団への関心を深めたり、イメージアップによる学生消防団員の加入促進を図る。

取組 5 : 消防団活動に協力する事業所への減税措置

消防団活動に協力する事業所の事業税額(個人事業税、法人事業税)の1/2に相当する金額を控除(100万円を限度)する特例を実施し、企業と一体となって消防団の活動環境の整備や団員確保のための取組を行う。

**視点 2 地域で協力して取り組む「共助」への支援**

取組 ③	自主防災組織の強化	担当課名	危機管理部 危機情報課
目的 (何のために)	地域住民が自ら主体となって、災害から地域を守る意識の向上により自主防災組織活動の活性化を図る。		

取組内容（手段、手法など）

**【取組のポイント】**

- ・ 従来からの取り組みどおり、自主防災組織の結成、訓練の実施などを促進する。
- ・ 一定の成果がある一方で、自主防災組織の参加意識の低迷、訓練のマンネリ化が課題である。
  - 自主防災組織率 約 100% ⇔ 自主防災組織への参加意識あり 59.7%
- ・ 改めて地域の課題を明確化し、地域で共通認識を持って活動する必要がある。
- ・ 東日本大震災、熊本地震では、避難所の運営に課題が発生した。
  - 行政に頼らず地域での主体的な運営が必要である。
  - 県で「避難生活の手引き」及び「避難所運営マニュアル」を作成した。
- ・ 「避難所の自主運営」をテーマとした自主防災活動の活性化を図る

**取組 1：避難所運営の周知・啓発**

今回作成した「避難生活の手引き」「避難所運営マニュアル」について、市町と連携し出前講座などを活用し自主防災組織等へ説明し周知を図る。

(参考) 出前講座の開催状況 (2017 年度)

県実施分	464 回	46,783 人
市町実施分	1,419 回	93,077 人
計	1,883 回	139,860 人

(参考) 「避難生活の手引き」と「避難所運営マニュアル」の概要

**改訂の概要**  
(【避難所運営の留意点】を共有し「避難生活の手引き」と「避難所運営マニュアル」に分冊化)

避難生活の手引き  
避難生活や避難運営の考え方について記載

避難生活の9つのポイント

【避難生活の前提】

- 1 多様な避難者・多様な避難生活があります
- 2 避難生活には助け合いの「ネットワーク」が必要です
- 3 在宅生活継続が基本です

【避難所運営の留意点】

- 4 地域や避難所利用者が主体的に運営します
- 5 要配慮者に気を配って運営します
- 6 男女が共同参画して安全・安心な避難所をつくります
- 7 避難所を統合・解消します
- 8 避難所は地域の被災者の支援拠点としても機能します
- 9 車中泊避難者等への対応を検討します

避難所運営マニュアル  
避難所の立上げや、活動班の仕事など具体的なノウハウについて記載

5

**取組 2：避難所運営訓練の実施（HUGの普及）**

県で開発した避難所運営ゲーム（HUG）を活用し、避難所の運営を疑似体験することなどにより、事前準備の重要性や運営上の課題を認識し対応を考えることで、自主防災組織による避難所の運営体制の確立を図る。 → 他の自主防災組織活動への波及を狙う。

**視点 2 地域で協力して取り組む「共助」への支援**

取組 ⑤	防災を担う人材の育成	担当課名	危機管理部 危機情報課	
目的 (何のために)	地域の防災力を向上させるため、地域の防災活動の要として活躍できる人材を育成する。			
取組内容（手段、手法など）	<p>【取組のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふじのくに防災士」等、防災人材を着実に育成する。</li> <li>・受講から長期間経過している受講者があり、<u>フォローアップ講座等の実施が必要である。</u></li> <li>・養成した人材のより有効な活用を図る必要がある。</li> </ul>			
	<p><b>取組 1：防災を担う人材の養成</b></p> <p>主な講座による養成実績（2017 年度）</p>			
	講座名	内 容	主な対象	養成者数
	静岡県ふじのくに防災士養成講座	南海トラフ巨大地震などに備えて、防災に関する専門的知識や実践力を体系的に習得し、地域や職場の防災リーダーとなる人材を養成する。	行政職員 (防災担当者)  事業者 (防災担当者)  自主防災組織	2,632 人
	ふじのくに防災マイスター養成講座	介護、建築などの専門的な知識や技術を生かした防災活動ができる人材を育成する。	国家資格 保有者(※1)	1,121 人
	ふじのくにジュニア防災士養成講座	自らの身を守ることができ、地域の防災活動に協力できる人材を育成する。	高校生 中学生 小学生	8,736 人
	※1 資格の例：医師、保健師、薬剤師、栄養士、建築士、土木施工管理技士等。			
	<p><b>取組 2：フォローアップ関係の講座</b></p>			
	講座名	内 容	受講者数	
	静岡県ふじのくに防災士フォローアップ研修	静岡県が推進する防災施策の最新情報や、地域・家庭内の防災対策を学ぶ。  2017 年度は、インターネットで講座を配信	77 人	
ふじのくに防災学講座	県内の大学等の協力により、防災における最新の知見や情報、研究成果等の講演。	976 人		
<p><b>取組 3：地域防災人材バンク</b></p> <p>「静岡県ふじのくに防災士」、「ふじのくに防災マイスター」等の中で、指導者や講師などとして協力できる方を「地域防災人材バンク」に登録、公開することで、活動の場の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名簿登録者数 319 人（2018 年 3 月 31 日現在）</li> </ul>				



視点3 自ら取り組む「自助」への支援

取組④	家庭内防災対策の強化	担当課名	危機管理部 危機情報課
目的 (何のために)	住宅の耐震化、家具の固定、水・食料、携帯トイレなどの備蓄を推進し、災害に強い地域づくりを目指す。		

【取組のポイント】

- ・経年の調査結果によると、取組は着実に進んでいる。  
 食料備蓄（7日分） 9.3%（1986年） → 19.6%（2017年）  
 家具固定 37.3%（1986年） → 64.3%（2017年）
- ・一方で、近年の傾向として実施率を大きく向上させることが困難となっている。
- ・例として、食料備蓄では目標とする7日以上では19.6%だが、1日以上では9割を超える。
- ・このことから従来の啓発では、地震の切迫性を伝えるなど、備蓄の必要性を訴えてきたが、備蓄の具体的な方法を伝えるなど新たなアプローチが有効と考えられる。
- ・さらに、啓発の効果を高めるため、内容を絞り集中的に展開する。

取組1：テーマを絞った啓発

2017年度は、食料の備蓄において、日常の食品の活用を啓発テーマとし、リーフレットを作成した。

(作成リーフレット)



取組内容（手段、手法など）

2018年度は、トイレの準備を啓発テーマとする予定である。

(参考) 県民意識調査結果

食料の備蓄（7日以上） 6.3%（2015年度） → 19.6%（2017年度）  
 トイレの備蓄（7日以上） 2.9%（2015年度） → 11.8%（2017年度）

取組2：集中的な啓発

2017年度は、11月の地震防災強化月間において、作成したリーフレットを活用し、市町と連携し啓発を実施。合わせて自主防災新聞11月号において特集記事を掲載した。

2018年度も同様の展開を予定している。

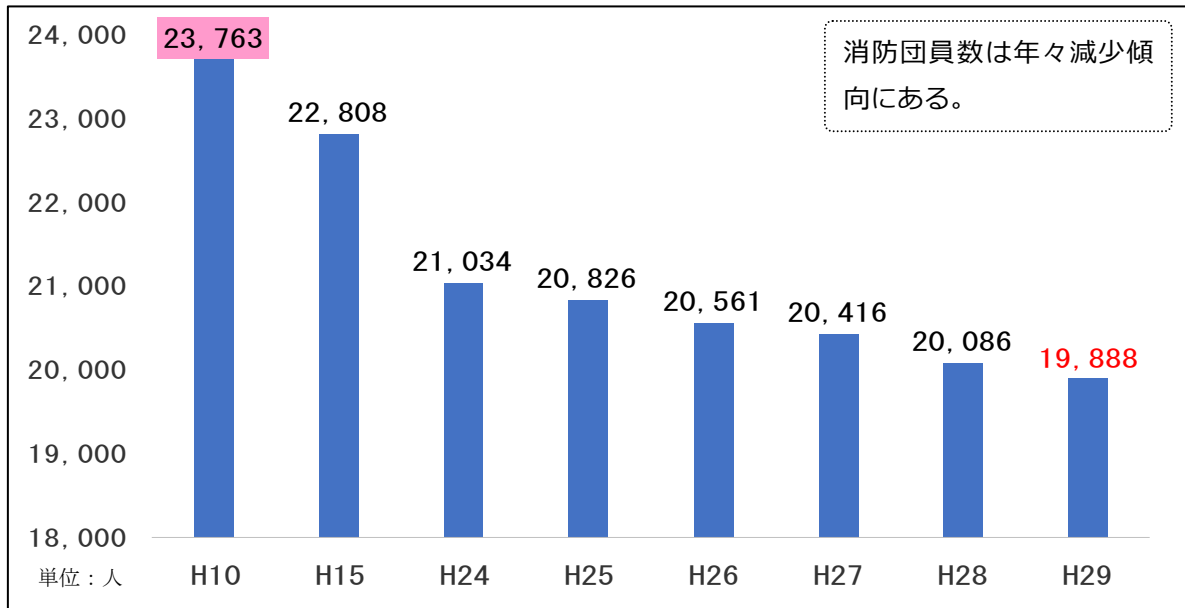
6 主要事業

事業名	重点項目	2018 予算額(千円)
南海トラフ地震の新たな防災対応策定事業費(新規)	南海トラフ地震に関連する新たな情報が発表された場合への対応強化を図るため、新たな防災対応を策定する。 ・県民意識調査、事業所調査	13,000
緊急・地震津波対策等交付金	市町の防災対策事業に対して財政支援を行う。なお、想定される犠牲者の8割減少のため、発災直後の犠牲者防止等に関わる次の事業について、3年間に限り補助率を1/2とする。 ・津波関連事業 ・屋内の安全対策事業 ・救護所・仮設救護病院等整備事業 ・自主防災組織・消防団等用防災資機材整備事業（救命救助用）	3,000,000
県民防災啓発強化事業	自主防災組織の活性化等により自助・共助の社会づくりを進める。 ・自主防災新聞の発行 ・地震防災強化月間の実施 等	46,109
地域防災力向上人材育成事業費	地域防災の中心的な担い手となる人材を養成する。 ・ふじのくに防災士養成講座 ・ふじのくに防災マイスター養成講座 等	8,228
消防団関係	消防団の知識及び技能の向上を図るため、(公財)静岡県消防協会が実施する消防団員の教育訓練、福利厚生、表彰及び防火思想の普及等の事業に対する助成を行う。	29,000
その他取組を含めた合計		6,088,045

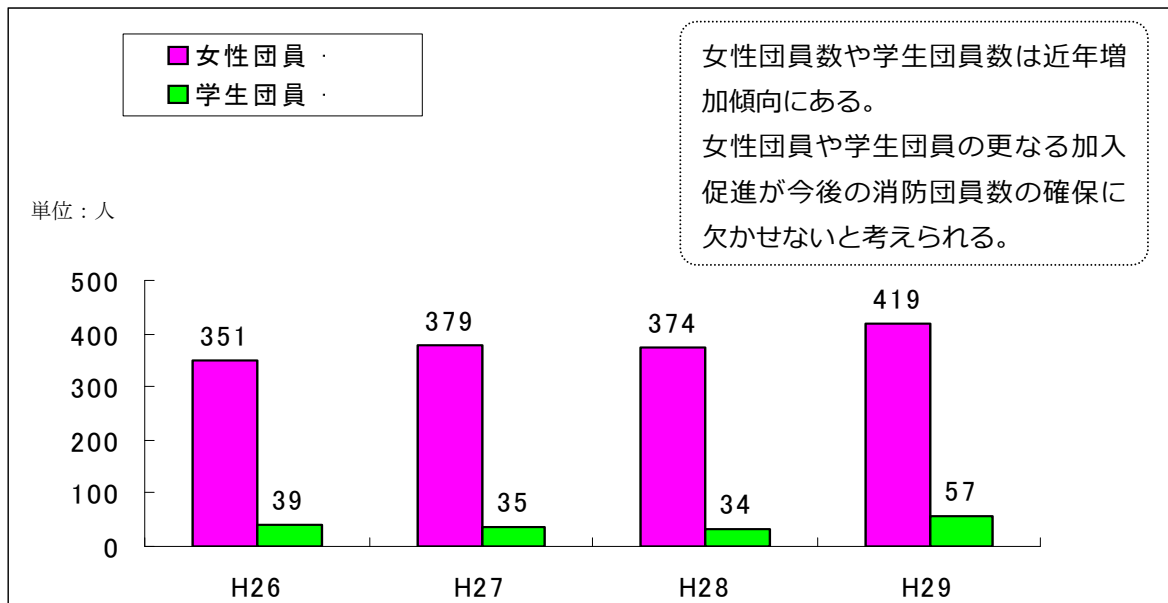
<防災カルテ> (危機政策課調査)

【全体】				
重要分野	現状	課題	市町の対策	
市町	本部庁舎機能 ○本部建物の確保 ○水、食料、電源等の確保 ○通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部、代替施設が確保できていないところも見受けられるが、ほとんどの市町で庁舎などの活動場所や通信機器等の確保ができています。</li> <li>一方でほとんどの市町で本部要員用の水や食糧等の備蓄ができておらず、特にトイレの備蓄ができていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほとんどの市町で代替施設を確保できているものの、代替施設の通信機器等の整備状況にばらつきがあり、一定の水準を満たしていない。</li> <li>ほとんどの市町で避難者用の備蓄を優先しており、本部要員用の水や食糧等の備蓄をしていない。本部要員用の備蓄に関する予算確保が困難であることに加え、備蓄の保管場所などの確保に苦慮している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の市町で代替施設や本部の通信機器等が確保できていないところは、検討し確保に努める。</li> <li>代替施設はあるが代替施設の通信機器等が確保できていないところは、交付金の改正を要望する。</li> <li>要員には各自の備蓄を周知しているが自主努力には限りがあるため、備蓄計画を策定し、本部要員用の備蓄を確保していく。</li> </ul>
	本部災害運営 ○初動対応マニュアルの設置 ○災害対策本部運営訓練 ○初動要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部、初動要員数を把握されていないところが見受けられるが、ほとんどの市町で初動対応マニュアルが整備されており、災害対策本部運営訓練が実施されている。</li> <li>ほとんどの市町で非常時優先業務が整理されているが、一部の市町でBCP未策定のため、非常時優先業務が整理されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部運営訓練の実施とともに訓練を通じた初動対応マニュアルの実効性の向上が課題であり、マニュアルの適時・適切な見直しと職員の理解や周知が必要。</li> <li>浸水域がある市町は初動要員数の把握が難しいが、BCP策定に合わせた非常時優先業務の整理が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県との連携を含め、災害対策本部運営訓練を定期的実施するとともに初動対応マニュアルの実効性の向上を図る。</li> <li>確保可能な初動要員を把握するとともに、業務の優先度、BCPに関連する必要事項を定める。</li> </ul>
	行政受援 ○受援班・担当の役割の明確化 ○応援要員の活動場所等の確保 ○中期業務要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほとんどの市町で受援班など役割の明確化しておらず、応援要員の活動場所や宿泊場所が準備されていない。</li> <li>ほとんどの市町で非常時優先業務が整理されているが、一部の市町でBCP未策定のため、非常時優先業務が整理されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政受援に係る計画やマニュアルなどの策定が必要。</li> <li>応援要員の宿泊場所の検討が必要。</li> <li>浸水域がある市町は中期業務要員数の把握が難しいが、BCP策定に合わせた非常時優先業務の整理が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本地震の教訓から想定される業務を検討し、受援体制を整理するとともに行政受援計画やマニュアルなどの策定を検討する。</li> <li>確保可能な中期業務要員を把握するとともに、業務の優先度、BCPに関連する必要事項を定める。</li> </ul>
	生活再建 ○住家の被害認定 ○被災者再建支援制度 ○応急仮設住宅計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部、住家被害認定の体制が整理されていないところが見受けられるが、多くの市町で整理されている。</li> <li>ほとんどの市町で被災者再建支援制度の体制が整備されていない。</li> <li>応急仮設住宅計画は一部、整理されている市町が見受けられるが、多くの市町で整理されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家被害認定できる職員が少ない。</li> <li>被災者再建支援制度の総合的な相談対応できる職員が少ない。</li> <li>被災者再建支援制度を市民に周知するためのマニュアルが必要。</li> <li>応急仮設住宅計画における材料・人材・用地等の確保が困難であることに加え、具体的な内容や流れ・段取りが明確になっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家被害認定の調査方法、調査班編成などを整備し、職員の理解を深める。</li> <li>被災者再建支援制度の制度内容の理解・周知を行い、協力体制の整備を行う。</li> <li>応急仮設住宅計画の具体的な内容や流れ・段取りの整理を検討する。</li> <li>各種マニュアルの整備を検討していく。雛形の作成やマニュアル整備に係る県の支援を要請する。</li> </ul>

＜静岡県内の消防団員数の推移＞（総務省消防庁調査）

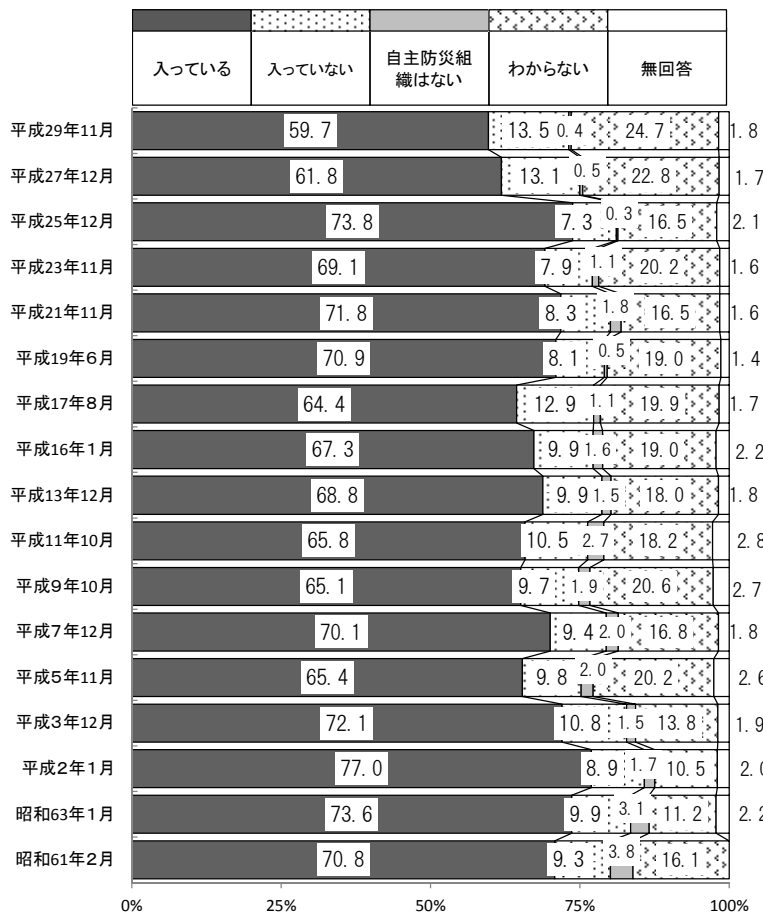


＜静岡県内の女性団員数及び学生団員数の推移＞（総務省消防庁調査）





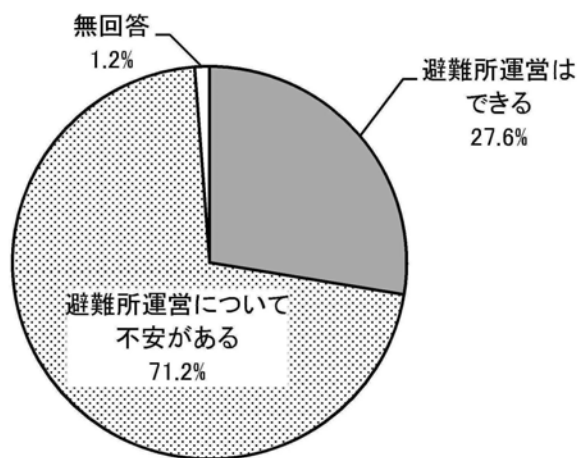
<自主防災組織への加入意識> (H29年度 県民意識調査結果)



「自主防災組織に入っている」との回答が59.7%、と減少傾向で、「わからない」が24.7%と増加傾向にあり、加入意識が低下している。

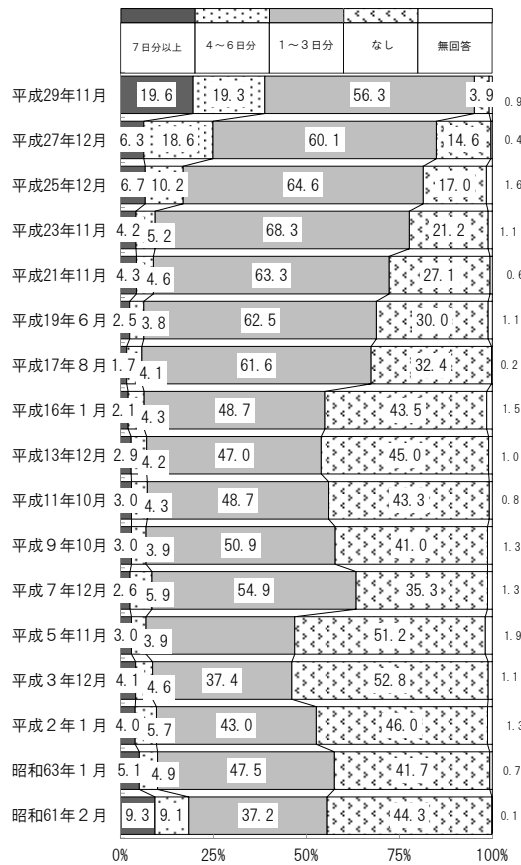
**【設問趣旨】**  
 この設問は、自主防災組織に加入している意識があるかを問うものである。  
 一般的に、町内会に加入すると自主防組織に加入していることとなる(町内会に入らない方は、自主防災組織にも加入しないことになる)。

<あなたの自主防災組織では避難所の運営ができますか> (2016年度 自主防災組織実態調査)



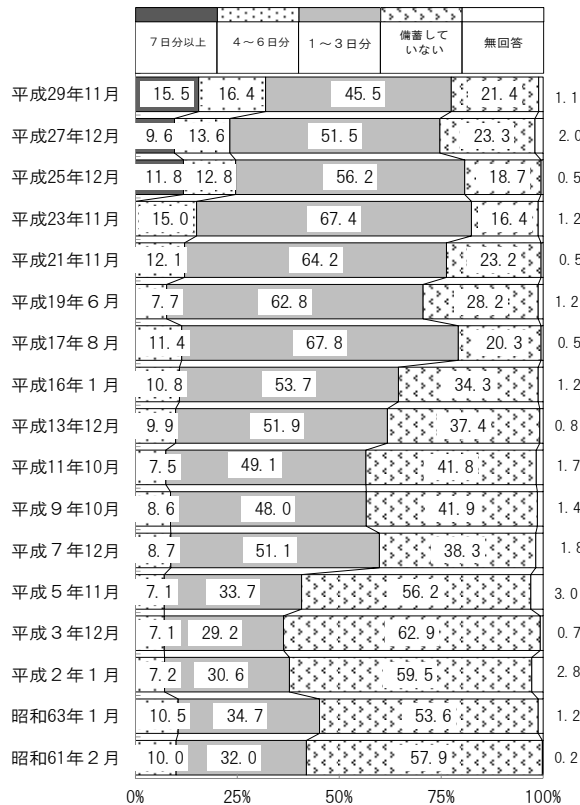
避難所運営は「できる」が27.6%であったが、「不安がある」が71.2%となった。

<災害時に利用できる食料の備蓄日数> (H29年度 県民意識調査結果)



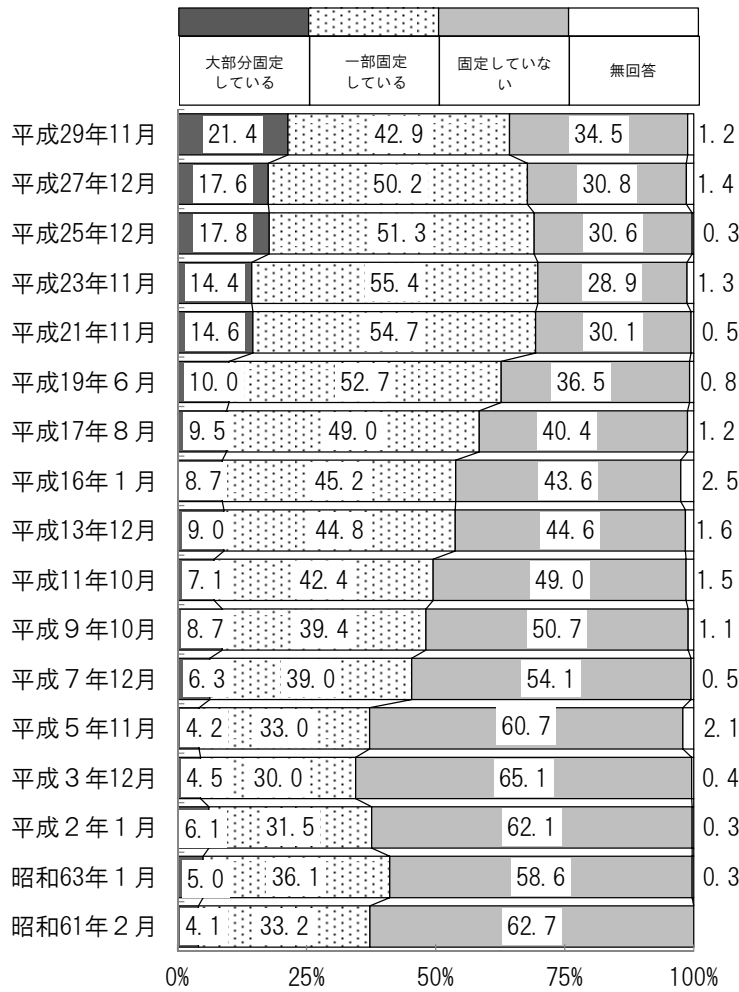
災害時に利用できる食料の備蓄日数について、「7日分以上」が19.6%、「4-6日分」が19.3%と過去最高、「なし」が3.9%と過去最低の結果となり、食糧備蓄について普及啓発が図られている。

<飲料水の備蓄日数> (H29年度 県民意識調査結果)



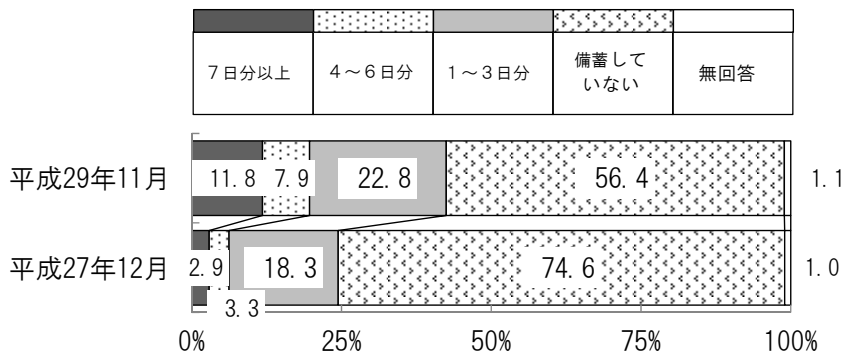
飲料水の備蓄日数について、「7日分以上」が15.5%、「4-6日分」が16.4%と過去最高の結果となった。備蓄食料と同様に飲料水の備蓄についても普及啓発が図られている。

<家具類の固定実施状況> (H29年度 県民意識調査結果)



家具類の固定実施状況について、「大部分固定している」が21.4%と過去最高となった。

<携帯トイレ・簡易トイレの備蓄日数> (H29年度 県民意識調査結果)



携帯トイレ・簡易トイレの備蓄日数について、「7日以上」、「4-6日分」、「1-3日分」がいずれも過去最高となった。しかし、半数以上が備蓄していない状況である。

<避難所必要資機材等> (抜粋)

設備・資機材	発電機	環境・衛生用品	救急箱
	投光器などの照明設備		ゴミ袋
	テント		トイレ用ペーパー
	マット		ウェットティッシュ
	防水シート、ブルーシート		手指消毒用アルコール
	災害用トイレ(仮設トイレ)		バケツ
	蛇口のあるタンク(手洗い用)		ひしゃくなど水をくむ道具
小型ポンプ	トイレ用スリッパ		
台車	おむつ(乳幼児用)		
要配慮者対策	簡易ベッド		おむつ(大人用)
	担架		生理用品
	車いす		ストーマ装具
	災害用トイレ(簡易トイレ)		おしりふき(乳児用)
	間仕切り用パーティションなど		消毒液
	毛布	洗剤	
	タオル	せっけん	
食料・水	飲料水	事務用	机
	アルファ化米		いす
	粉ミルク		拡声器
	高齢者用のやわらかい食品		懐中電灯
	アレルギー対応の食品		乾電池(各種)
	粉ミルク(アレルギー対応)		ローソクなどの固形燃料
ミルク調整用の水	ライターなど火を起こす道具		
食器類、調理器具など	哺乳瓶		避難所運営マニュアル 一式
	ゴミ袋		
	なべ		
	やかん		
	ガスコンロとガスなど湯沸し器		
	洗剤		

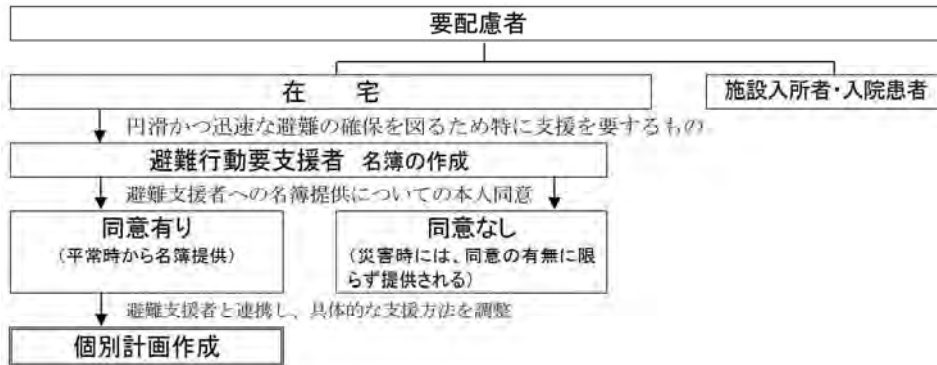
<地域防災訓練の市町別参加率> (2016年度)

市町村名	団体数	人員	市町人口	参加割合
			H28年12月	H28確定値
下田市	53	6,920	22,401	30.9%
東伊豆町	27	1,287	12,361	10.4%
河津町	25	2,435	7,188	33.9%
南伊豆町	37	3,701	8,387	44.1%
松崎町	37	3,066	6,673	45.9%
西伊豆町	43	2,882	7,974	36.1%
賀茂計	222	20,291	64,984	31.2%
沼津市	369	34,223	193,678	17.7%
熱海市	56	2,378	37,146	6.4%
三島市	106	9,659	109,872	8.8%
富士宮市	176	28,319	130,409	21.7%
伊東市	138	11,529	67,558	17.1%
富士市	407	52,003	247,497	21.0%
御殿場市	157	26,407	88,068	30.0%
裾野市	80	11,122	52,338	21.3%
伊豆市	41	2,238	30,680	7.3%
伊豆の国市	55	10,827	47,862	22.6%
函南町	37	1,084	37,544	2.9%
清水町	49	5,148	32,287	15.9%
長泉町	52	2,201	42,627	5.2%
小山町	55	7,232	19,262	37.5%
東部計	1,778	204,370	1,136,828	18.0%
静岡市	666	130,587	701,534	18.6%
島田市	141	24,919	97,540	25.5%
焼津市	182	59,046	138,641	42.6%
藤枝市	189	27,775	143,633	19.3%
牧之原市	96	18,221	44,961	40.5%
吉田町	24	8,625	29,141	29.6%
川根本町	38	3,634	6,963	52.2%
中部計	1,336	272,807	1,162,413	23.5%
浜松市	705	86,590	769,847	11.2%
磐田市	314	33,271	167,039	19.9%
掛川市	275	39,445	114,929	34.3%
袋井市	195	60,409	86,236	70.1%
湖西市	77	13,685	59,138	23.1%
御前崎市	59	8,957	32,286	27.7%
菊川市	125	16,441	46,951	35.0%
森町	72	5,416	18,231	29.7%
西部計	1,822	264,214	1,294,657	20.4%
合計	5,158	761,682	3,658,882	20.8%

<要配慮者への避難方法>

要配慮者とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等を指し、そのうち災害発生時に特に避難支援を要する者について、「避難行動要支援者」という。避難行動要支援者の避難対策として、予め名簿を作成し、自主防災組織や民生委員等に提供することで災害時の避難誘導、救出救助活動を迅速に行い被害の軽減を図ることを目指している。

○ 避難行動要支援者の避難計画（個別計画）策定フロー



<民間企業の役割>

静岡県地震対策推進条例 第14条に事業所の責務として、以下の取組を規定している。

- ・ 地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制整備
- ・ 防災訓練、防災に関する研修等への参加
- ・ 地域住民及び自主防災組織と協力して、情報の収集及び伝達、出火の防止、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等の活動の実施 等

○ 民間企業の防災訓練への参加事例

訓練名	内容
自衛隊の進出への協力	陸上自衛隊の部隊が東名高速道路スマート IC を活用して進出し、民間事業者の所有地（工場）に集結後、活動場所へ進出する。
緊急輸送路の道路啓開の実施	民間事業者が重機を使って瓦礫等の除去を行うなど道路啓開に民間事業者が協力する。
県広域物資輸送拠点等の開設・運営の実施	民間事業者の協力で、大型テントを設置して県広域物資拠点を開設し、国からの緊急支援物資を受け入れた後、民間事業者のフォークリフトを活用して県物資班が荷捌きし、民間事業者の中型トラックで各市町の地域内輸送拠点に配送する。 国からの緊急支援物資が市町の地域内輸送拠点に届いた後に、民間事業者のフォークリフトにより物資を荷捌きし、民間事業者のトラックにより避難所等に物資を配送する。
遺体収容所運営への協力	民間事業者によるドライアイス、祭壇、棺等資機材の提供を受け、遺体収容所を開設。監察医による検視・検案を行い、市町職員による洗浄等の処置をし、身元確認後に遺族に引き渡す。
ドローンによる被災状況把握の実施	民間事業によるドローン撮影により津波浸水区域や山がけ崩れなど人が近づくことの出来ない地域の被害状況を把握する。
滞留旅客避難の実施	滞留旅客の発生に伴い、電車の停車位置から最も近い民間事業所の工場に一時的に滞留客を避難させる。
緊急交通路の交通対策の実施	地震で倒壊した信号機を民間事業者が復旧し、緊急交通路の通行を確保する。
重傷者の航空搬送への協力	民間事業者の所有地を現地ヘリポートとして活用して、重傷者を災害拠点病院にヘリコプターで航空搬送する。



＜消防団活動に協力する事業所への減税措置（パンフレット）＞

**事業所のみなさまへ**

**地域防災の要である**

# 消防団を

# 応援/して下さい!

平成28年度から消防団応援条例の  
**支援内容を大幅に拡充しました。**

※詳細は中面の記載をご覧ください。

**静岡県**

### 消防団員募集

消防団の入団資格は、市町ごとに条例で定められていますが、一般的に、入団を希望する18歳以上で、その市町に居住しているか、又は、勤務している人ならなどなくても入団できます。

消防団には、サラリーマンや学生、OL、主婦など様々な人が集まって地域の防災のために活動しています。消防団にはあなたのチカラが必要です。あなたもぜひ消防団で活動してみませんか？

※市町によっては、その地域に居住している方がのみが採用しているところもあります。

### 消防団とは

消防団は、市町ごとに設置され、地域密着性、即時対応力などの特性を生かしながら、火災や風水害、地震などの災害に対して消防防災活動を行う組織です。

消防は、市町長が管理し、消防署が常備の消防機関として、消防防災活動の第一線を担う機関であるのに対して、消防団は非常備の消防機関として位置づけられ、相互に連携をとりながら消防防災活動に従事しています。

消防団は、地域防災の要です。地域防災体制の一環の充実のため、御理解、御協力をお願いします。

### 市町の長

**消防本部**

消防事務を管轄する機関。  
(活動に係る企画立案、人事、予算、庶務など)

**消防署**

火災の予防、警報、鎮圧、救急、救助、災害の対応および常消防活動の第一線を担う機関。

**分団**

【常備の消防機関】 ← 連携 → 【非常備の消防機関】

### お問い合わせ先

消防団名	窓口	電話番号
東伊豆町消防団	東伊豆町役場 防災課 防災係	0557-95-1103
河津町消防団	河津町役場 総務課	0558-34-1913
下田市消防団	下田市役所 防災安全課 消防安全係	0558-36-4145
南伊豆町消防団	南伊豆町役場 総務課 防災係	0558-62-6211
水島町消防団	水島町役場 総務課 消防防災係	0558-42-3963
西伊豆町消防団	西伊豆町役場 防災課 防災係	0558-52-1965

消防団名	窓口	電話番号
伊東市消防団	伊東市役所 危機管理課 消防係	0557-36-3222
熱海市消防団	熱海市消防本部 消防総務課	0557-86-6615
三島市消防団	三島市役所 危機管理課 消防係	055-972-5801
湖西市消防団	湖西市役場 総務課	055-979-8102
伊豆市消防団	伊豆市役所 防災安全課 消防防災スタッフ	0558-72-9867
伊豆の国市消防団	伊豆の国市役所 危機管理課	055-948-1482
沼津市消防団	沼津市役所 危機管理課 広報課	055-934-4745
裾野市消防団	裾野市役所 危機管理課	055-995-1917
御殿場市消防団	御殿場市・小山町広域行政組合 消防本部 警防課	0550-83-8151
長泉町消防団	長泉町役場 地域防災課	055-989-5505
清水町消防団	清水町役場 くらし安全課	055-981-8205
小山町消防団	御殿場市・小山町広域行政組合 消防本部 小山町設置 管理スタッフ	0550-76-0119
富士市消防団	富士市消防本部 消防総務課	0545-55-2852
富士宮市消防団	富士宮市消防本部 警防課	0544-22-1200

消防団名	窓口	電話番号
静岡市消防団	静岡市消防局 警防部 警防課 消防団係	054-280-0165
藤枝市消防団	藤枝市危機管理センター 危機管理課 (市消防本部内)	054-641-9200
焼津市消防団	焼津市役所 危機対策課	054-623-0119
島田市消防団	島田市役所 危機管理課	057-36-7212
牧之原市消防団	牧之原市役所 防災課	0548-33-2134
吉田町消防団	吉田町役場 防災課 防災安全部門	0548-33-2134
川根本町消防団	川根本町役場 総務課 消防防災係	0547-56-2220

消防団名	窓口	電話番号
掛川市消防団	掛川市消防本部 消防総務課 消防急務係	0537-21-6102
御前崎市消防団	御前崎市消防本部 消防総務課 消防団係	0537-85-2655
菊川市消防団	菊川市消防本部 消防総務課 消防団係	0537-35-3282
磐田市消防団	磐田市消防本部 警防課 消防企画グループ	0538-59-1716
袋井市消防団	袋井市役所 防災課 消防団係	0538-44-6092
森町消防団	森町役場 総務課	0538-85-6302
浜松市消防団	浜松市消防局 消防団グループ	053-475-7523
湖西市消防団	湖西市消防本部 消防総務課 消防団係	053-574-0214

静岡県危機管理部 消防保安課 TEL.054-221-2073

ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/shoba/>

静岡県危機管理部 消防保安課 〒420-8601 静岡市葵区蓮手町5番6号

ふしのくに Shizuoka Prefecture

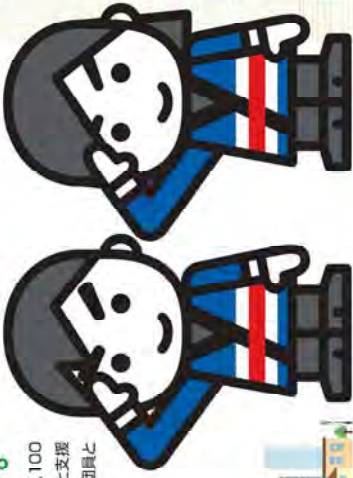


# 自分達のまちを守りたい。

## 消防団とは、地域に「住んでいる」「働いている」人によって構成された市町の消防機関です。

昭和60年には、県内に約26,000人いた消防団員が、現在は、約20,100人に減少しています。地域防災の要である消防団員への一層の理解と支援が求められています。静岡県では78.8%の消防団員がサラリーマン団員として消防団活動に従事しています。

かつては、自営業者が中心でしたが、社会環境の変化に伴い、今ではサラリーマン団員の割合が高くなっています。  
事業所の皆様の御理解と御支援により支えられている消防団への一層の御協力を願っています。



### 消防団協力事業所表示制度

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることに、事業所の協力を通じて、地域における防災体制が一層充実される制度です。  
消防団活動に協力することが認められることにより、事業所の信頼性向上・イメージアップとともに、地域防災力の一層の充実が図られます。

平成29年2月1日現在682事業所が県内市町の消防団協力事業所の認定を受けており、今後も多くの事業所の皆様参加をお待ちしています。



消防団協力事業所表示制度表示マーク

#### 協力事業所として認められる例

- 従業員が消防団員として、相当数入団している。
- 従業員の消防団活動について積極的に配慮している。
- 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力している。

※市町において、基準がそれぞれ異なります。詳しくは各市町消防団員会までお問い合わせください。

### 事業所の協力

### 消防団員の活動の活性化

### 地域の安全・安心が高まる

事業所の皆様御協力により、消防団は支えられています。



対象の法人が広がり、控除内容も充実しました!

対象 拡充しました!

## 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例

平成28年度から出資金の額が1億円を超える特別法人も対象です!

以下の要件を満たす。知事の認定を受けた法人(原本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は出資金の額が1億円を超える特別法人に限ります。)又は個人となります。

- (1) 県内に事業所等所有し、かつ当該事業所等のすべてが県内市町の「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている必要があり。
- (2) 県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1人以上(出資金の額が1億円を超える特別法人には3人以上)いる必要があり。
- (3) 消防団活動について配慮した経理(就業規則等)を策定している必要があり。

※出資金の額が1億円を超える特別法人は、当該法人に認定する特別法人となります。

### 適用税目と期間

- (1) 法人事業税 … 平成24年4月1日から平成31年3月31日までの間に終了する各事業年度の事業税
- (2) 個人事業税 … 平成24年～30年の所得に対して課税する平成25年度～31年度の事業税

### 控除内容

平成28年度から10万円から100万円に控除限度額を引き上げています!

事業税額の1/2に相当する額を控除(100万円を限度)

※ただし、平成28年9月31日以前開始した事業主個人に係る法人の事業税と平成27年度までの所得に対する個人の事業税の控除限度額は10万円となります。

### 申請時期等について

前年度に対象で示した(1)～(3)の要件を、基準日の時点で満たしていることが必要となります。

- (1) 基準日 / 法人 … 各事業年度の終了日 イ 個人 … 12月31日
- (2) 申請時期 / 基準日以降に、申請書及び添付書類を提出していただきます。  
ア 法人 … 基準日以降、事業税の申告期限の30日前までに申請  
イ 個人 … 基準日以降、事業税の申告期限までに申請 ※ 毎年度申請する必要がある。



### 申請先

担当区域及び連絡先については「県ホームページ」参照

【静岡県ホームページ】参照

具体的な手続きについては、「消防保安課」<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/shobo/index.html> 消防保安課 消防課 課長 電話 0558-24-2004

- TEL 0558-24-2004
- TEL 055-920-2003
- TEL 054-644-9124
- TEL 0538-37-2209

### (消防団紹介)

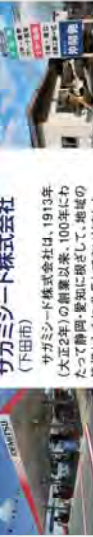
#### カラীগート隊が発足しました! 静岡市女性消防団員 (静岡市)



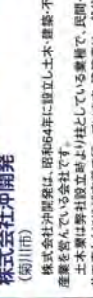
静岡市消防団の女性消防団員は、平成29年3月現在で64名が、岡部、地区本部、各分団に所属し、救命講習指導や災害現場での後方支援などの活動のほか、全国女性消防団連合大会出場のための訓練にも熱心に取り組んでいます。  
また、静岡市消防団では、消防団の広報を強化するため、平成28年11月に女性消防団員12名で、静岡市消防団カーゴード隊を発足しました。  
隊の愛称は、Shizuoka Red Vigor United(シズカレッドヴィガークンナイツ)です。  
消防の赤(レッド)、活気の元氣(ヴィガークン)、団結の協力(ユニオン)を意味しており、カラীগート隊の一糸乱れぬ、はつらつとした演技による、消防団員が地域住民の誇りと信頼を醸成しています。  
また、隊員として、Shizuoka Red Vigor Unitedの温文字を組み合わせ、(Shizuoka Red Vigor United)と称し、より市民に親近感を持っていただけるよう活動していきます。

### (消防団協力事業所紹介)

#### 下田市が創業の、地域に密着した消防団協力事業所 株式会社サガミ (下田市)



サガミカード株式会社は、1913年(大正2年)の創業以来、100年をわたり静岡、豊田に根ざり、地域の発展とともに成長してまいりました。事業として、安全・安心・信頼の地球環境を守る取り組み、暮らしを支えるエネルギー、下田消防団協力事業所に認定され、平成28年10月6日は、下田消防団活動に貢献して、表彰されました。  
元消防団員に対する支援も積極的に行っています。消防団に所属する10名の幹事を初め、200名の契約社員を擁する。社会で求められる人材を育成し、創造と挑戦の精神の下、熱心熱意と誠実さを更に育み変える地域社会の発展に貢献していきます。



株式会社サガミは、昭和54年に設立し土木・建設・不動産を営んでおります。  
土木業は弊社設立より注力している業種で、民間・公共工事ともに地域密着で行っています。建設業は一般住宅・ビル・商業施設・工場・倉庫等の建設に力を入れており、不動産業は、全国の土地の有効利用の促進、アパレル管理業務を行っています。  
また、地域活動にも積極的に参加し、その中でも消防団活動に力を入れています。消防団活動に貢献して表彰されました。消防団活動に貢献して表彰されました。消防団活動に貢献して表彰されました。



<避難所運営ゲーム（HUG）のお知らせ>

# 平成30年度避難所運営ゲームHUG体験会(例月)のお知らせ

一般の方を対象に、発災後に開設される避難所の運営を図上で疑似体験できるゲームの体験会を開催します。

どなたでも参加できますので、奮ってお申込みください。

- ・開催日 5/5、6/2、7/1、8/4、9/1、10/6、11/11、12/1  
(原則毎月第1土曜日)
- ・時間 13:00 から 16:00 頃まで (各開催日共通)
- ・会場 静岡県地震防災センター (静岡市葵区駒形通5丁目9番1号)
- ・対象 どなたでも
- ・講師 地震防災センター地震防災アドバイザー
- ・内容 避難所運営ゲームHUG体験  
詳細は「県地震防災センターホームページ」を御覧ください。
- ・参加費 無料
- ・申込み 郵便番号、住所、氏名、電話番号、参加人数、希望日を  
電話 (054-251-7100)、FAX (054-251-7300)  
Eメール (eq-center@amethyst.broba.cc) のいずれかで  
地震防災センターへ申し込んでください。
- ・定員 各回とも 30 名程度  
(団体で体験を希望する場合は別途ご相談ください。)
- ・募集期間 毎月開催日の前日まで受け付けます。  
ただし、定員に達した場合は期間内でも締め切り、ホームページにてお知らせします。
- ・その他 休館日 (月曜日、年末年始) を除く平日 9時から16時までは、館内展示物等の個人での見学が自由にできます。  
なお、団体で御利用の場合はお問い合わせください。



お問い合わせ先

静岡県地震防災センター  
〒420-0042  
静岡市葵区駒形通5丁目9番1号  
TEL 054-251-7100 / FAX 054-251-7300  
受付時間 9:00~16:00  
休館日 毎週月曜日



<消防団体強化指導事業費助成事業（消防団予算）>

項目	内容
事業の 効果・目標	公益財団法人静岡県消防協会に対して事業費等の補助を行うことにより、消防団員の資質向上を図り、地域防災体制の確立を促進する。
事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員の資質向上を目的とした各種研修会の実施  <ul style="list-style-type: none"> <li>支部教育訓練指導員の消防技術の向上を図る教育訓練</li> <li>県消防学校の消防団員研修、消防大学の教育訓練、日本消防協会の特別研修への参加 など</li> </ul> </li> <li>・優良消防団・消防団員・協力事業所等の表彰</li> <li>・県消防操法大会等各種行事の実施  <ul style="list-style-type: none"> <li>ポンプ車操法の部、小型ポンプ車操法の部に分かれ、競技を実施</li> </ul> </li> <li>・公務災害を受けた消防団員への見舞金や殉職者遺族への賞じゅつ金の支給 など</li> </ul>
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種技術訓練及び研修会、優良消防団・永年勤続消防団員等の表彰等を実施し、県下消防団員の資質向上と士気高揚に多大な貢献をあげている。</li> <li>・消防団活動で負傷等を負い休業を余儀なくされた者等に対して見舞金等を支給するなど消防団員の処遇の充実に努めている。</li> <li>・教育訓練指導員の育成等に努めた結果、第25・26回全国消防操法大会（H26・28）で本県代表が2大会連続で準優勝する成果を挙げた。</li> </ul>

<津波教育等>

県及び市町は、県民や自主防災組織等へ、地震防災センターや出前講座等にて防災教育等を実施している。特に津波においては、各自が率先して避難することが求められていることから、9月1日の防災の日とは別に、津波対策推進旬間を定め、関係市町、施設管理者、自主防災組織等と連携し、津波避難訓練を実施している。

平成29年度の津波対策推進旬間における津波避難訓練の実施概要（抜粋）

項目	内容
趣旨	<p>本県では、東日本大震災が発生した3月11日を含む10日間を、津波対策推進旬間と定め、津波に対する正しい知識の普及を図るとともに、指定緊急避難場所及び津波避難施設（以下、「緊急避難場所等」という）や、避難路などの点検等を通じて、津波避難における課題を再確認する。</p> <p>さらに3月11日（日）を統一実施日として津波避難訓練を実施し、津波避難の習熟を図るとともに、成果や課題を整理し、今後の取組に活かしていく。</p>
重点項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「地震だ、津波だ、すぐ避難！」の徹底・実践              地震が起きたらすぐ避難することを徹底し、住民誰もが率先避難者となる自覚を持って避難することにより、地震発生を合図にした即時避難を実践する。また、避難時間を計測し、想定した津波到達時間までに避難完了できるか確認する。</li> <li>(2) 緊急避難場所・避難路の確認              住民は、家族が離ればなれになっていることが多い平日に被災した状況等も想定し、自宅のみならず自宅以外の場所（勤務先・学校など）からでも円滑に避難できるよう、緊急避難場所等及び避難路をハザードマップで確認する。</li> <li>(3) 津波避難標識の確認              市町は、静岡県津波避難標識指針（平成27年5月制定）を参考に、同標識が分かりやすい表示であるかどうかを、設置場所も含めて確認する。              住民は、どこにいても適切な避難行動がとれるよう、津波避難標識について理解する。</li> <li>(4) 避難行動要支援者への支援体制の検証              市町や自主防災組織は、高齢者や障害のある方に対して適切な避難支援を行うなど、避難行動要支援者の支援体制の検証を行う。</li> </ol>

## 施策1 参考資料

学校においては、避難訓練において率先避難、自主防災組織との連携、避難所運営補助などを行っているほか、以下の取組等を実施している。

取組名	内 容
高校生における防災人材育成	東日本大震災の被災地を訪問し、視察や地元高校生との交流を通して、地震や津波から自らの命を守るために必要な知識を学び、生命の尊重やボランティア精神等、「共生」の心を養うとともに、学校や地域の防災リーダーとして、主体的な訓練の実施や避難所の運営等、活躍が期待できる人材の育成を図る。
世界津波の日への参加による防災意識高揚	世界各地で防災の知見と災害の脅威へ認識を深めるとともに、必要な防災、減災、迅速な復旧復興、国際連携等に資する施策を総合的かつ計画的に実行することができる将来のリーダーを育成するために「世界津波の日」高校生サミットへ参加する。
緊急地震速報を活用した防災教育	緊急地震速報受信システムを活用した避難訓練等を実施することにより、地震発生時に生徒等に落ち着いて行動する態度を身に付けさせる
実践研究による防災意識向上	学校及び地域の防災課題を踏まえながら、研究主題を設定し、防災教育や防災管理体制の充実に向け、訓練や研修の実施等により実践研究を行う。
防災教育推進のための連絡会議の実施	地域と連携した防災教育の展開や学校防災体制の整備等について協議するため、学校・地域・市町等で構成される会議を実施し、地域の人材や教材を積極的に掘り起こし、地域に根ざした防災教育の推進を図る。